



令和4年8月16日

航空局航空ネットワーク企画課

北海道エアポート(株)の旅客取扱施設利用料の上限認可について

空港法第15条に基づく指定空港機能施設事業者である北海道エアポート株式会社からの旅客取扱施設利用料(※)の上限認可申請について、同法第16条に基づき、本日(8月16日)付で認可しました。

※旅客取扱施設利用料…空港の旅客ターミナルビルの利用対価として、航空旅客から徴収する料金。

1. 空港の名称 新千歳空港
2. 申請者 北海道エアポート株式会社
3. 料金の上限
〈国内線〉
大人372円(満12歳以上)、小人186円(満3歳以上12歳未満※)
※満3歳未満で小人用航空券を使用する場合は小人料金
4. その他
 - ・ 料金の徴収開始時期 : 令和4年10月30日搭乗分から
 - ・ 料金の徴収方法 : 航空券に含ませ航空運賃と同時に徴収

問い合わせ先

航空局航空ネットワーク部航空ネットワーク企画課

03-5253-8111 太田(内線 49-114)、高以来(内線 49-107)

03-5253-8715(直通)

03-5253-1656(FAX)